

令和4年度
津山市農業委員会
(7月定例会議事録)

令和4年7月11日(月) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 高畑 亨 | 4. 齊藤 主税 |
| 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 |
| 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅 | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 |
| 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | | |

欠席委員(1名)

5. 仁木 紹祐

事務局(8名)

吉田 局長	大田 次長	濃野 主幹	阿部 主査
定兼 主査	小田 主任	亀澤 主任	大内 主事

議 事

- 議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 30号 非農地証明願承認について
- 議案第 31号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 32号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 33号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和4年7月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様ご苦労様です。新たに2名の農業委員が選任されました。欠員となっていた地区については、坂本委員及び尾島委員には大変お世話になり、ありがとうございました。これからも一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

太 田 委 員

これから本格的な夏になりますが、暑い中での農作業については、十分な水分補給を行っていただき、熱中症対策にご配慮を願いたいと思います。

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を太田運営委員長よりお願いします。

先ほど開催されました第4回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。7番小島委員、8番坂本委員よりお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第27号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から4件、勝北地区から3件、久米地区から2件、合計15件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、兵庫県西宮市の59歳の男性から、山北の57歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、兵庫県赤穂郡上郡町の70歳の女性から、二宮の47歳農業の女性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、下田邑の83歳の女性から、二宮の47歳農業の女性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、皿の83歳の男性から、里公文の84歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、滋賀県湖南市の72歳の女性から、種の35歳畜産業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、加茂町公郷の67歳の男性から、加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（加茂）

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1、2-2、2-4についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。2-1の譲渡人は岡山市北区の94歳の女性、2-2の譲渡人は加茂町百々の72歳の男性、2-4の譲渡人は加茂町公郷の76歳の男性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして、2-3についてですが、大阪府摂津市の71歳の女性から、加茂町下津川の83歳農業の男性への増反による所有権移転です。

事務局（勝北）

以上、加茂地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、大阪市住吉区の46歳の女性から、新野東の51歳農業の男性への増反による所有権移転です。

4-2についてですが、杉宮の65歳の男性から、大田の40歳公務員の男性への増反による所有権移転です。譲受人からは美作市にて耕作を行っているとの申出を受けており、美作市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。美作市農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

4-3についてですが、沼の81歳の男性から、奥津川の59歳会社員兼農業の男性への新規就農による所有権移転です。空き家に付随した農地として、下限面積引き下げ分になります。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、勝北地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、久米川南の62歳の男性から、宮尾の74歳会社員の男性への交換による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、宮尾の74歳の男性から、久米川南の62歳会社員男性への交換による所有権移転です。

以上、久米地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第27号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。

小 島 委 員

7番小島です。1-1ですが、問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

高 畑 委 員

3番高畑です。現地確認をしたところ、1-2から1-4ですが、適正に管理されておりますので、問題ないと考えております。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-5ですが譲受人が農業をしっかりとすることで、特に問題ないと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

長 森 会 長

1番長森です。特に問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

山 下 委 員

19番山下です。2-1ですが、荒廃していた農地を復旧して頑張っていくと聞いております。よろしくお願ひいたします。

寺 元 委 員

10番寺元です。2-2ですが、事務局の説明の通り問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

竹 内 委 員

17番竹内です。2-3ですが、現在譲受人が耕作されている状況です。2-4ですが、問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

尾 島 委 員

6番尾島です。4-1から4-3についてご説明いたします。4-1ですが、譲受人は地域の担い手として頑張っておられます。耕作放棄地等もありませんので、問題ありません。4-2ですが、譲受人の配偶者の実家近くの農地が申請地になります。4-3ですが、譲渡人は旧津山市内に家を買われて転居されております。この度、譲受人が家と周辺農地を購入され、大阪から移住してこられました。先月面談を行ったところ、無農薬で米を作りたいとのことで、木村式自然農法といった形

	で水稻をされるようです。知り合いに自然農法をしている農家があり、その農家を紹介しております。問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。
大 峪 委 員	1 2 番大峪です。5-1 及び 5-2 ですが、事務局の説明の通り、問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。
長 森 会 長	ありがとうございます。事務局の説明ならびに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思ひますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
	ありません。
長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願ひします。
	《 多数、挙手 》
長 森 会 長	賛成多数ということで、原案通り承認します。
	続きまして、議案第 2 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願ひします。
事務局（津山）	それでは、議案第 2 8 号の説明をいたします。 今回、津山地区から 1 件、久米地区から 1 件の合計 2 件の申請です。議案書のページは 9 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1 番・二宮の畑、198㎡の件です。農地区分は、都市計画用途地域内（第一種住居区域）であるため、第 3 種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造 2 階で、全高約 7.4 m の居宅 1 棟で、建ぺい率は 35.4 % です。転用事業者は、二宮にお住まいの男性です。現在の居宅は、家族の成長に伴い手狭になってきているため、現在の居宅から近い自己名義の土地に居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、西側と北側には既存の擁壁及び石垣があり、また東側と南側は隣接地と同じ高さとなっております。雨水については既設側溝に流入させ、また生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂の流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第 3 種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 津山地区分の説明は以上です。
事務局（久米）	続きまして、久米地区分の説明をいたします。 5-1 番・神代の雑種地、328㎡の追認案件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、ビニールハウス、露天駐車場及び進入路です。転用事業者は、神代にお住まいの男性です。令和 4 年 4 月頃に自己所有地であり、農地転用許可が必要であることの認識がなかったため、無断で多肉植物の栽培・販売用ビニールハウス及び露天駐車場を設けてしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、碎石を敷き、雨水排水については、自然浸透及び排水路により既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。神代町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 議案第 2 8 号の説明は以上です。
長 森 会 長	ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願ひします。
高 畑 委 員	3 番高畑です。1-1 について説明いたします。計画通り工事をしていただければ、周囲に対する影響はないものと判断し、問題はないと考えております。よろしくお願ひいたします。
筒 塩 委 員	9 番筒塩です。事務局の説明の通り、追認案件ということで問題ないと思っております。よろしくお願ひいたします。
長 森 会 長	只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

*
長 森 会 長

*
長 森 会 長

事務局（津山）

ありません。
ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数という事で原案通り承認します。

続きまして議案第29号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

失礼します。

説明の前に、議案第29号につきまして、申請の取下げがありましたので連絡いたします。議案書10ページの申請番号1-2番につきまして、申請の取下げがありましたので、議案から削除くださいますよう、お願いいたします。

それでは、議案第29号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転4件、使用貸借権設定2件の合計6件の申請です。議案書のページは10ページから11ページです。

1-1番・南新座の畑、255㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（商業区域）であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約3.5mの居宅1棟で、建ぺい率は42.8%です。転用事業者は、一方にお住いのご夫婦です。現在、アパートに住んでおりますが、申請地を譲り受けることができる運びとなり、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界には既存のブロック塀等があり、雨水については敷地内の集水桝から既存排水路に排水し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・下高倉西の畑、145㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.5mの居宅1棟で、建ぺい率は23.8%です。転用事業者は、下高倉西にお住いの男性です。現在、両親と一緒に住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、実家の隣の申請地を父より借り受け、隣接する雑種地と一体的に造成し、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は隣地及び道路と同じ高さに造成し、雨水は既存排水路に排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下高倉西一区町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・高野本郷の畑、82㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.2mの居宅1棟で、建ぺい率は26.1%です。転用事業者は、高野本郷にお住いのご夫婦です。現在、両親と一緒に住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、実家の隣の申請地を父より借り受け、隣接する雑種地と一体的に造成し、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は東側はブロックを設置、北側は隣接地の方が高く、西側、南側は隣接地と同じ高さに造成します。雨水については敷地内に雨水枡を設け道路側溝に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・河辺の田、2,433.38㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、集合住宅用地で、施設の概要は、軽量鉄骨造2階建て全高約8.8mの集合住

宅1棟・露天駐車場・駐輪場及び倉庫です。転用事業者は東京都新宿区に本店を置く資本金の額600万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。転用事業者は、集合住宅を整備し、社員寮として貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、申請地はアスファルト又はコンクリート舗装を施工し、雨水については、敷地内に排水路等を整備し、道路側溝に接続します。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河辺水路管理組合から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・東一宮の田、1,003㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（第1種住居区域）であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分は北側、西側は既存の道路側溝があり、南側、東側は新たに擁壁を設けます。雨水排水については、溜桝及び角フリュームを設置し、道路側溝に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・東一宮の田、1,441㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（第1種中高層住居区域）であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画です。転用事業者は志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分にはL型擁壁・法面を施工し、雨水については、自然浸透及び既存排水路への排水を行うなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第29号の説明は以上です。

長 森 会 長
大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。
1区大山です。1-1についてご説明いたします。住宅密集地の中に残っていた農地で、年に数回草刈りはしているが、今後農業はできないということで聞いております。問題ないと思います。

高 山 委 員

14番高山です。1-3についてご説明いたします。現在は耕作をされていない状況にあり、事前着工等もなく、問題ありません。よろしくお願ひいたします。

小 島 委 員

7番小島です。1-4ですが、問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-5ですが、事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。

長 森 会 長

1番長森です。1-6及び1-7についてですが、事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。

長 森 会 長

事務局の説明ならびに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

*

ありません。

長 森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

*

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

賛成多数という事で原案通り承認します。

続いて議案第30号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

大 山 委 員

15番大山です。1-1ですが、相当前から耕作されておらず、現在は駐車場として利用し、採石も入っているという状況で、致し方ないと考えます。

小 島 委 員

7番小島です。1-2ですが、平成10年頃に加茂川の堤防上に待機所を設けて

		いた案件となります。農地復旧もできないので、仕方ないと思います。よろしくお願ひいたします。
井 家 上 委 員		2番井家上です。1-3及び1-4についてご説明します。1-3についてですが、所有者の親が家を建てられておられます。所有者は転居しており、家は空き家になっております。推進委員と現場を確認した所、耕作されている農地もあり、今後農地付空き家として売却することも考えられているとのことでした。1-4についてですが、所有者は転居しており、帰ってくることはないということで、整理をしていたところ、農地の上に居宅が建っていることが判明しました。致し方ないと思います。よろしくお願ひいたします。
尾 島 委 員		6番尾島です。4-1ですが、企業の看板が立っており、農地復旧は難しいと思います。4-2ですが、申請者の親が農地法を理解せずに建ててしまったもので、致し方ないと思います。4-3ですが、申請者の親が農地を進入路として使用されており、致し方ないと思います。4-4ですが、こちらも農地を進入路として使われており、やむを得ないものと思います。4-5ですが、家を建てた時に農地の一部を含めて建ててしまったということで、やむを得ないものと思います。よろしくお願ひいたします。
岡 田 委 員		11番岡田です。4-6及び4-7の説明をさせていただきます。4-6ですが、平成15年頃に、農地法を知らず、庭木を植えてしまったということで、致し方ないと思います。4-7ですが、以前別の農地で非農地が申請されましたが、狭い農地も残っていたということで申請されたものになります。よろしくお願ひいたします。
長 森 会 長		筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。
長 森 会 長		ないようなので採決に移ります。本案について賛成される方は挙手をお願いします。
	*	《 多数、挙手 》
長 森 会 長		賛成多数ということで本案は原案通り承認いたします。続きまして、議案第31号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
小 島 委 員		7番小島です。1-1について説明します。荒廃が進んでいるため、問題ありません。よろしくお願ひいたします。
山 下 委 員		19番山下です。2-1ですが、物見神社の隣の農地で、山林原野化してしまい致し方ないと思います。2-2ですが、山が浸食してきており、山林原野化してきております。よろしくお願ひいたします。
尾 島 委 員		6番尾島です。4-1について説明します。親から相続した農地で、存在を知らなかったということです。山林原野化しており、意向を聞いたところ、耕作放棄地にしてほしいとのことでした。よろしくお願ひいたします。
長 森 会 長		ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。
長 森 会 長		ないようでしたら採決に移ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
	*	《 多数、挙手 》
長 森 会 長		賛成多数ということで、原案通り承認します。
		続きまして、議案第32号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局		議案第32号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、16ページから19ページです。16ページ、17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、久米地区1件の合計6件、所有権移転によるものが久米地区1件です。以上、農用地利用集積計

			画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第32号の説明は以上です。
長	森	会	長
			議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*	
長	森	会	長
			ありません。
		*	
長	森	会	長
			ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
			《 多数、挙手 》
長	森	会	長
			賛成多数ということで、原案通り承認します。
			続きまして、議案第33号農用地利用集積計画の承認、農地中間管理権の取得について、事務局から説明をお願いします。
事	務		局
			議案第33号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、20ページから25ページです。20ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区15件、加茂地区3件、勝北地区4件、久米地区2件の合計24件です。
			以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第33号の説明は以上です。
長	森	会	長
			議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*	
長	森	会	長
			ありません。
		*	
長	森	会	長
			ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
			《 多数、挙手 》
長	森	会	長
			賛成多数ということで、原案通り承認します。
			続きまして、報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務		局
			報告第7号について説明します。議案書のページは26ページから31ページです。今回は、相続によるものが12件62筆、時効によるものが1件1筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
			報告第7号の説明は以上です。
長	森	会	長
			ありがとうございました。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何かございますか。
		*	
長	森	会	長
			ありません。
長	森	会	長
			事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事	務		局
			次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
			次回、8月の定例委員会ですが、令和4年8月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、8月の定例委員会ですが、令和4年8月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。

長 森 会 長 | ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(1 4 : 4 5 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
